

学術団体後援規程

(総則)

第1条 この規程は、一般社団法人千葉県診療放射線技師会（以下本会という）会員が所属する、千葉県内を本拠として活動している学術研究会・勉強会等（以下研究会という）の後援について定める。

(目的)

第2条 研究会活動を後援することにより、千葉県内で活動する診療放射線技師間の情報交換を活性化し、本会定款第4条に基づく事業の目的達成を図る。

(名称)

第3条 本規程により後援を認められた研究会のみ、千葉県診療放射線技師会后援の名称を使用することを認める。

(後援の基準)

第4条 県内にて、主として診療放射線技師を対象とし、また公開した研究会を開催していること。

第5条 下記の項目のどれが一つでも該当する場合は、研究会への後援を認めない。

研究会の運営が閉鎖的に行われる可能性があるとき。

研究会の利益が特定の参加者に対してのみ与えられる可能性があるとき。

研究会への参加者が一部に限定される可能性があるとき。

研究会世話人が5人以下は原則として認めないが、例外として過去の実績を考慮して理事会で審議できる。

研究会の目的が本会の目的に即していないとき。

(後援費)

第6条 本会は研究会に対しその活動を促進奨励するために、理事会決議により後援費を定め交付する。

(後援の公募・申請・内容審議・後援費の交付)

第7条 公募は「せんぼう」にて行う

第8条 後援を希望する研究会は、次に定める書類を会長宛に提出しなければならない。

申請書の書式は研究会に一任するが以下のものが記載されていること。

- ・研究会の名称及び代表者の氏名
- ・研究会の主たる開催場所及び連絡先
- ・研究会の目的
- ・活動実績
 - ・申請年度の事業計画
 - ・前年度収支決算書

毎年度提出すること。

第9条 可否決定は運営会議決議とする。

第10条 後援費は後援決議後すみやかに交付される。

交付を受ける研究会は会の公印を押した領収書を発行すること。

研究会終了後、または年度末に収支決算書を提出すること。

(後援記載)

第11条 研究会開催時のパンフレット等に「後援 (一社)千葉県診療放射線技師会」と明記することとし、その方法については研究会に一任する。

(報告)

第12条 研究会開催後、2週間以内に参加者数等の報告書を提出すること

報告書の書式は研究会に一任するが、開催内容の概略及び参加者数の内訳

(総数・技師会員数)が明記されていることが望ましい。

(事業年度)

第13条 毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第14条 本規程の制定または改廃については理事会の承認を要するものとする。

平成22年2月1日制定同日施行

平成24年11月11日改正同日施行